

他市における補助金制度等による協働の事例について

1 県内の事例

(1) かわさき市民公益活動助成金（実施者：公益財団法人かわさき市民活動センター）

5種類の助成メニューのうち、「コラボ50」は団体同士の協働への助成である。

【コラボ50の概要】

- ・補助金額：対象経費の80%以内かつ50万円以内
- ・申請資格：3人以上で構成される2つ以上の団体が協働で事業を実施するために結成したグループ
- ・申請できる年度数：同一事業で3年度まで（ステップアップ100・200との合計数）

(2) ミライカナエル活動サポート事業（実施者：藤沢市）

3種類のコースのうち「協働コース」はNPO、企業、行政などの多様な主体の協働への助成である。

【協働コースの概要】

- ・補助金額：1年目は150万円以内、2年目は100万円以内
※協働の相手が行政の場合は負担金として支出する。
- ・申請資格：特定非営利活動法人、財団法人、社団法人、企業、5人以上の市民活動団体
※これまでに協働コースに採択されていない団体に限る。
- ・協働の相手：上記申請資格に該当する者のほか、行政、社会福祉法人、学校
※協働の相手が決まっていなくても申請でき、協働コーディネーター（NPOへの委託）がマッチングを行う。
- ・申請できる年度数：同一事業で2年度まで（申請時に単年度または2年度を選択）

2 県外の実例

(1) 御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金（静岡県御殿場市）

市民活動団体への補助金の対象となる事業は「行政との協働」のみであり、申請前に団体が担当課と調整して事業計画を作る必要がある。

【概要】

- ・補助金額：「はじめの一步事業」は対象経費の100%以内かつ5万円以内、「市民提案事業」は対象経費の90%以内かつ30万円以内
- ・申請資格：3人以上の市民活動団体
- ・申請できる年度数：「はじめの一步事業」は単年度（1回限り）、「市民提案事業」は3年度まで

(2) 仙台市市民協働事業提案制度、仙台市協働まちづくり推進助成事業（宮城県仙台市）

①市民協働事業提案制度は「行政との協働」を、②協働まちづくり推進助成事業は「行政以外の主体による協働」を対象とし、いずれも申請前の事前相談が必須となっている。（①は市の市民協働推進課に、②は市民活動サポートセンターに相談）

【①市民協働事業提案制度の概要】

- ・「自由提案型」と「テーマ設定型」の2コースが設けられており、いずれも申請前に申請者が担当課と事前打ち合わせや情報交換を行う必要がある。
- ・事業費：市の負担額90%以内かつ総事業費300万円以内
- ・申請資格：市民活動団体、町内会等の地域団体、企業、その他の団体
- ・申請できる年度数：「自由提案型」は2年度まで、「テーマ設定型」は単年度

【②協働まちづくり推進助成事業の概要】（令和2年度の内容）

- ・補助金額：対象経費の90%（備品購入費などは50%）かつ300万円以内
※4件程度を想定。
- ・申請資格：市民活動団体、町内会等の地域団体、企業、その他の団体
- ・協働の相手：上記申請資格に該当する者
※サポートチーム（複数のNPOや社団法人）が相談助言を行うほか、外部の専門家（会計、法務、資金調達など）の派遣を行う。
- ・申請できる年度数：同一事業で2年度まで（申請時に単年度または2年度を選択）

【参考：地域づくりパートナープロジェクト推進助成事業】

- ・上記②を発展させ、令和3年度からメニューを2つ追加して事業名を変更した。
- ・補助金額：「課題調査検証」（2件程度）は50万円以内、「協働実践※1」（2件程度）は150万円以内、「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進※2」（1件程度）は300万円以内
※1「協働実践」は従来の助成制度と同内容である。
※2「ソーシャル・・・」は事業者（企業や団体等）と地域団体が協働し、自立的・継続的な展開を前提とする。（収益性のある事業を想定）
- ・申請できる年度数：各メニュー1年度まで（「課題調査検証」終了後に、「協働実践」または「ソーシャルビジネス」のメニューを申請可能だが、同一事業で合計2年度まで）

3 他市事例を参考とした本市における補助金制度等の検討

（1）「市民活動団体と多様な主体との協働」による事業を補助対象とすることについて

- ・市民活動団体同士の協働に限定するのではなく、市民活動団体が協働の主体として参加することを条件として、地域団体や企業など多様な主体との協働も補助対象としてはどうか。
- ・市民活動団体と行政との協働について、提案型協働事業（市民提案型・行政提案型）という別の事業に区分するのではなく、市民活動団体の活動初期から発展期までトータルで支援するという視点から、補助金と合わせた一つの支援制度の中に包括してはどうか。その場合、行政との協働事業を「補助金」とするか「負担金」とするかは、市役所内部での調整が必要である。
- ・市民活動団体の活動初期（スタートアップ）の支援と協働促進に重点を置き、ステップアップコースは1団体につき1回まで（3年度まで）とするか、あるいは1事業につき2年度までの補助としてはどうか。現在のステップアップコースは1事業につき3年度までの補助であり、同一団体であっても別の事業であれば何回でも申請できる。

（2）協働のコーディネーターや伴走支援について

- ・上記（1）を実施するためには、市民活動団体を含め多様な主体に関する情報と、多様な主体同士の調整について経験・能力を有するコーディネーターが必要となる。
- ・UMECOは市民活動応援補助金交付事業に関する相談助言を行っており、伴走支援の経験はあるが、提案型協働事業に関わっていないことから、UMECOと市が協力してコーディネーターの役割を担う必要があるのではないかと。